

第一章 総則

第1条（名称）

本会の名称は「국제 대학원생 트랜스-동아시아연구회」とする。日文は「国際大学院生トランス-東アジア研究会」、英文は「The International Association of Graduate Students on Trans-East Asia Studies(TEAS)」とする。

第2条（目的）

本会はトランス東アジア研究全般の学問的発展やこれに関する研究を行っている国際大学院生同士の学術および友好をはかるための交流を目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所はソウル特別市にある。

第4条（事業）

本会は第二条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

1. 国内外の学術大会の開催
2. 国際的学術交流
3. 会員同士の有効活動
4. その他、本会の目的の達成に必要な事業など

第二章 会員

第5条（会員） 本会の会員資格は次のようである。

1. 正会員

本会議の正会員は、次の各項の資格を有する者として入会願書を提出し、入会費及び年会費を納付した者とする。

- (1) 国内外の教育機関の専門職に在職中の者。

(2) 大学院において東アジア関連の学問を専攻し、又は課程を履修中の者。

(3) 上記1、2項に準ずる資格があると認められる者。

2. 名誉会員

本会の発展に多大な貢献が認められ、常任理事会で推薦決議された個人または機関

3. 生涯会員

生涯会費を納付した個人会員または機関会員

4. 拷問

(1) 本会の元会長及び本会議の発展に多大な貢献をした者で常任理事会の決議を経た者。

(2) 顧問は本会の諮問に応じる。

5. ネットワーク会員

トランス-東アジア関連情報を必要とし、本会との情報交流及び研究協力に同意した下記団体の中から常任理事会の決議を経て会員として迎え入れる。

(1) 東アジア関連団体として国内外で公認された学会または協会

(2) 東アジア関連の専門機関及び企業

(3) その他、東アジア関連の各種団体

(4) ネットワーク会員は互惠原則により相互会費納付は免除し、当該団体から発行される定期的な刊行物と実績物及び各種行事に関する情報を相互交換する。

(5) ネットワーク会員団体に加入した個別会員は本会議学術会議に発表または参加できるが、論文掲載を希望する場合は入会手続きを経て可能である。

第6条（会費）正会員は毎年所定の会費を納付しなければならない。

第7条（資格喪失）正会員は、以下の事項に該当する場合、資格を停止または喪失する。

- (1) 特別な理由なしに3年以上会費を納付しなかった時は休会員とみなし、休会員は3年間の滞納会費を納付すると同時に会員の資格が回復される。
- (2) 会員が本会議の目的に反する行為や本学会の名誉を傷つける行為をしたときは、常任理事会の決議によって除名されることができる。
- (3) 除名された会員の本会で取得された褒賞は除名日から効力を失う。

第三章 機構及び傘下学会

第8条（取締役会）

- (1) 理事会は会長および副会長、常任理事で構成する。
- (2) 理事会は理事00人以上の同意で会長が招集する。
- (3) 理事会は過半数の出席で成立し、出席理事の過半数の賛成で可決される。ただし、出席委任については会議定足数としては認めるものの、議決権は認めない。
- (4) 取締役会は会長を選出する。

第9条（選挙管理委員会）

- (1) 選挙管理委員会は委員長を含めて6人内外とする。
- (2) 委員長は玄会長が務め、幹事は事務局長が行う。その他の委員は選挙管理委員長が正会員の中から任命する。
- (3) 選挙管理委員の任期は会長の任期と同じだ。
- (4) その他の詳細な運営は、自主運営規定による。

第四章 役員

第10条（組織）本会には、以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任理事 若干名

(4) 監事 若干名

第11条（選出時期及び方法）

- (1) 会長は原則として任期満了年度の2月理事会で投票により選出する。会長は本会議代表者の地位を承継する。
- (2) 会長の候補登録は取締役00人以上の公開推薦を受け、選出日7日前までとする。
- (3) 次期会長選出のための選挙管理は選挙管理委員会で担当し、玄会長は投票日の15日前までに選挙管理委員会を構成しなければならない。選挙管理委員は投票権を持たない。
- (4) 候補登録後、党内選挙の過程で単独候補が発生した場合は、必ず理事会の賛否投票を経なければならず、出席過半数以上の賛成で選出する。もし出席過半数の賛成を獲得できない場合には、当日理事会で適切な手続きによる再投票を実施して選出する。
- (5) 残余任期が6ヶ月以上の時点で会長有故市には遺稿日から30日以内に理事会を招集し再選出する。この場合、再選された会長の任期は前任会長の残余任期とする。
- (6) 副会長と常任理事は会長が任命する。

第12条（役員の職務任期）

- (1) 会長は、本会を代表して学会業務を統括し、任期は選出年度の3月1日を基点に2年単任とする。ただし、第11条5項の事由により再選出された会長の任期は、1回に限り重任を認める。
- (2) 副会長は引き受けたところ、職務によって会長を補佐し、任期は2年とし、会長の遺稿時に残余任期が6ヵ月未満の場合は首席副会長がこれを代行する。
- (3) 常任理事は学会の主要業務を遂行し、任期は2年とする。
- (4) 理事は議決事項を審議議決し、任期は2年とする。
- (5) 監査役は常任理事会に出席でき、任期は2年とする。
- (6) すべての役員は大学院生で構成される。休学、卒業、退学などの理由で大学院生の地位を失う時点から30日以内に理事会を招集し、次期役員を再選出する。この場合において、次期役員の任期は新しく2年とする。

第五章 会議

第13条（総会） 総会は定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(1) 定期総会は原則として2月に開く。ただし、会議は出席人数で成立する。

(2) 臨時総会は会長が必要だと認めたり、理事会の決議または会員3分の1以上の要請がある時に招集する。

第14条（定款改正及び案件の決議） この定款の改正は総会の決議を必要とし、出席会員3分の2以上の同意を得なければならない。その他の案件決議は出席会員の過半数以上で決議する。

第六章 会計

第15条 本会議の経費は、次のような基金で充当する。

(1) 入会金及び会費

(2) 学会運営に伴う基金

(3) 諸般の研究及び学術活動助成金

(4) 賛助金

(5) その他

第16条 本会議予算、決算は、監査の承認を得て総会に報告しなければならない。

第17条 本会議会計年度は、毎年二月一日から翌年一月三十一日までとする。

第七章 附則

第18条 この定款に必要な施行細則は、理事会の決議によりこれを別に定める。

第19条 この定款に規定されていない事案は学会運営上の慣例に従う。

第20条 法人とみなす非営利団体「国際大学院生トランス-東アジア研究会」代表の名義及び住所地等は会長交替と同時に会長の名義及び住所地等に変更されたものとみなす。

第21条（定款の発効）

- (1) 本会則の改正は総会の決議を必要とし、出席会員3分の2以上の同意を得なければならない。
- (2) 本会則は創立総会で承認された日付から発効する。